

令和4年度 前橋市立前橋特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針作成に当たって

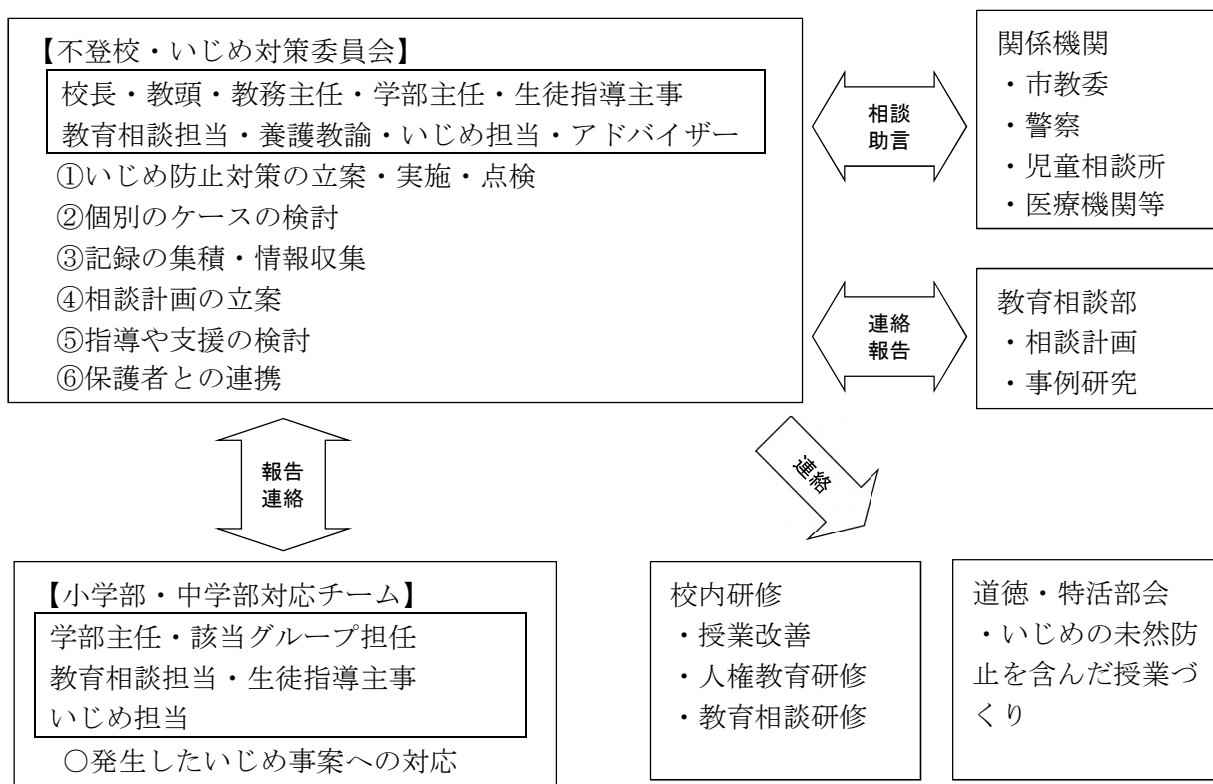
(1) 前橋市立前橋特別支援学校の基本的な考え方や方針等

- ①全ての教育活動を通して、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを進める。
- ②全ての教育活動を通して、児童生徒と教職員が「自分も他人も大切な存在である」という気持ちや態度を育むようにする。
- ③いじめの早期発見・早期対応のために、組織的に取り組む。
- ④教職員は日頃から子ども達一人一人の実態をきめ細かく把握し、また保護者との連絡を密にすることで、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。

(2) めざす児童・生徒像

- ・明るく元気に過ごし、いじめをしない子
- ・みんなと仲よくし、なかまはずれをしない子

2 組織及び校内体制について



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

- ・全ての児童生徒が「参加・活躍できる授業」「達成感をもてる授業」を工夫し、自己有用感がもてるようにする。
- ・教育活動全体を通して、児童生徒が豊かな情操や道徳心が育めるよう指導・支援を工夫する。

(2) 指導計画・研修計画

- ・適時校内委員会の開催
- ・6月児童・生徒理解会議
- ・1月人権教育研修

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・保護者と積極的にコミュニケーションをとることで、信頼関係の確立に努める。
- ・地域の行事への参加や周辺校との交流経験の機会を設け、児童生徒の自己有用感を高められるようにする。

(4) 校内研修

- ・全ての児童生徒が「参加・活躍できる授業」「達成感をもてる授業」を工夫し、実践する。
- ・いじめを始めとする児童生徒指導上の諸問題に関する内容や、人権教育や人権感覚を磨く内容の校内研修を実施する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

- ・些細な兆候を見逃さず、「いじめ」ではないかという疑いをもって、早い段階からの確な関わりを持つ。
- ・いじめを隠したり、軽視したりすることなく教職員間で情報を共有する。
- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒がします変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く持つ。

(2) 生徒のささいな変化に気づくための取組

- ①日常的な児童生徒の行動等の観察を徹底する。
- ②日常的な保護者との連携を行う。(連絡ノート等を活用して、日々情報交換を行う。)
- ③欠席状況を把握する
- ④放課後等デイサービス機関や地域とも情報交換を行う。

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ・グループ会議や学部会等で児童生徒について情報交換を定期的に行い、必要に応じて「不登校・いじめ対策委員会」を開き、更なる情報収集等、組織的に対応する。

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ・「不登校・いじめ対策委員会」を開き速やかに方針を立案する。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合速やかに「いじめ防止対策会議」を開き、組織的に対応する。
- ・被害者児童・生徒及び保護者を守ると共に、加害者児童・生徒及び保護者への指導・支援を行う。

(2) 重大事態の発生の場合

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会へ報告・相談をし、連携を図りながら対応する。「いじめ防止対策会議」を開き、速やかに対処する。適切な調査方法を検討の上、実施し事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(3) その他

- ・いじめが犯罪行為と認められる場合や児童・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は警察に通報する。

6 その他

○評価と改善について

- ・「学校いじめ防止基本方針」は毎年度評価し、いじめ防止対策会議と職員会議を経て改善、改定をしていく。

○保護者・地域への情報発信と啓発行動について

- ・「学校いじめ防止基本方針」について保護者や地域に周知し連携や啓発を図る。

○令和3年度のいじめ認知件数について

- ・児童生徒間のトラブルが生じた際には、その都度よく状況を確認したうえで保護者と連携を図った。その結果「いじめ」と認知した事案はなかったが、今後も「いじめ」は常に起こりうるものとして緊張感をもって対応していく。